

岐阜県公報

第千九百七十六号
平成二十年八月二十六日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 五九五

指定医療機関の開設者変更の届出

(同) 五九六

介護扶助及び介護支援給付を担当させる機関の指定

(同) 五九六

医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定

(同) 五九七

指定施設機関の廃止の届出

(同) 五九七

指定施設機関の名称等の変更の届出

(同) 五九七

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表

(森林整備課) 五九八

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 五九八

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 六〇一

道路の区域変更

(道路維持課) 六〇一

道路の供用開始

(同) 六〇一

公示

落札者等に関する公示

(防災課) 六〇二

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 六〇二

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 六〇二

岐阜県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
亀山クリニック	亀山 静夫	高山市名田町三八一	平成二十年八月二十六日
山田歯科医院	山田 幸治	加茂郡富加町大字羽生字野田一四九四	同
平成調剤薬局はーと笠松店	有限会社平成介護福祉センター	羽島郡笠松町北及一六七二	同
アイセイ薬局大垣南店	株式会社アイセイ薬局	大垣市築捨町五六一	同
中部薬品 岐南薬局	中部薬品株式会社	羽島郡岐南町野中二八八	同
こころ調剤薬局郡上八幡店	株式会社ハートメディカルサービス	郡上市八幡町稻成三〇一	同

岐阜県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の開設者を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	変 更 年 月 日
竹 内 医 院	新 竹 内 美 保 子 旧 竹 内 聡	関 市 下 之 保 二 八 二 五 番 地	平 成 二 〇 〇 七 一
調 剤 薬 局 大 樹	新 株 式 会 社 健 康 第 一 調 剤 薬 局 旧 有 限 会 社 健 康 第 一 調 剤 薬 局	多 治 見 市 太 平 町 三 六	同

居 宅 介 護 事 業 者 等 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 者 等 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 居 宅 介 護 事 業 所 等 の 名 称	指 定 居 宅 介 護 事 業 所 等 の 所 在 地	指 定 年 月 日
株 式 会 社 ト ラ エ ン ト	大 垣 市 見 取 町 三 八	通 所 介 護	い き い き デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	大 垣 市 見 取 町 三 八	平 成 二 〇 〇 七 一
株 式 会 社 ト ラ エ ン ト	大 垣 市 見 取 町 三 八	介 護 予 防 通 所 介 護	い き い き デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	大 垣 市 見 取 町 三 八	同
有 限 会 社 ヒ ラ デ	多 治 見 市 小 名 田 町 六	訪 問 介 護	訪 問 介 護 セ ン タ ー 絆	多 治 見 市 小 名 田 町 六	同
有 限 会 社 ヒ ラ デ	多 治 見 市 小 名 田 町 六	訪 問 介 護	訪 問 介 護 セ ン タ ー 絆	多 治 見 市 小 名 田 町 六	同

大 樹 み ど り 薬 局	新 株 式 会 社 健 康 第 一 調 剤 薬 局 旧 有 限 会 社 健 康 第 一 調 剤 薬 局	多 治 見 前 畑 町 五 八 五	同
---------------	--	-------------------	---

岐阜県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

居 宅 介 護 事 業 者 等 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 者 等 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 居 宅 介 護 事 業 所 等 の 名 称	指 定 居 宅 介 護 事 業 所 等 の 所 在 地	指 定 年 月 日
株 式 会 社 ト ラ エ ン ト	大 垣 市 見 取 町 三 八	通 所 介 護	い き い き デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	大 垣 市 見 取 町 三 八	平 成 二 〇 〇 七 一
株 式 会 社 ト ラ エ ン ト	大 垣 市 見 取 町 三 八	介 護 予 防 通 所 介 護	い き い き デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	大 垣 市 見 取 町 三 八	同
有 限 会 社 ヒ ラ デ	多 治 見 市 小 名 田 町 六	訪 問 介 護	訪 問 介 護 セ ン タ ー 絆	多 治 見 市 小 名 田 町 六	同
有 限 会 社 ヒ ラ デ	多 治 見 市 小 名 田 町 六	訪 問 介 護	訪 問 介 護 セ ン タ ー 絆	多 治 見 市 小 名 田 町 六	同

株式会社ニチイケア岐阜

東京都千代田区神田駿河台二九

小規模多機能型居宅介護

ニチイのやわらぎ本業

本業市曾井中島字東川原六六五五

同

岐阜県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開設者	所在地	指定年月日
まこと治療院	日下部 誠	揖斐郡池田町六之井二二九番地	平成二〇・六・二	
宮島接骨院	宮島 邦彦	大垣市赤坂町三〇二六	平成二〇・七・三	

岐阜県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開設者	所在地	廃止年月日
日比野はり・灸マツ	日比野 喬	各務原市那加雄飛ヶ丘町一三三三	平成二〇・六・二	
武藤健康療院	武藤 俊朗	山県市高富一五二五番地	同	
周戸ハリ・灸	周戸 善夫	郡上市八幡町島谷七二五番地	同	
はーと薬局	有限会社はーと	羽島郡笠松町北及一六七二	平成二〇・七・一	
八幡店	有限会社ナガラ	郡上市八幡町稻成三〇一三	同	

岐阜県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	変更年月日
新 ゆうあい整骨院	水野 俊二	新 土岐市妻木町一九六	平成〇・六二
旧 あい整骨院		旧 土岐市泉町久尻四一〇	

岐阜県告示第五百四十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

平成二十年十月一日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を目的として、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所に届け出て承認された場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

一の1の区域内において三に掲げる樹木を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる樹木の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。

岐阜県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町牧田字萩原四三二九、四三三一、四三三二、四三三三、四三三四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字小和知東一九九一の一四二、一九九一の一四四から一九九一の一四六まで、一九九一の一六七から一九九一の一六九まで、一九九一の二九一、一九九一の三二一、一九九一の三二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字渡合三四三三の二七二、三四三三の二七九、三四三三の二八〇、三四三三の二八五、三四三三の二八九から三四三三の二九二まで、三四三三の三〇一から三四三三の三〇三まで、三四三三の四一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾下大須字和井谷九〇七の一、九〇七の五、九〇七の七、九〇七の八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
本県市根尾大井字大井谷八二〇の一、八二二、八三二の一九、八三二の九〇
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町東津汲字下山一六八五
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 岐阜県告示第五百五十五号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
- 平成二十年八月二十六日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 一 保安林予定森林の所在場所
可児郡御嵩町小原字日陰田五五三三の一
 - 二 指定の目的

三 土砂の崩壊の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡池田町藤代字大谷山一〇四七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	垂井線	不破郡垂井町字馬出瀬一五七九番三地先から同郡同町字垂井一五八六番一地先まで	五・五 一五・〇	九・八 三・八	ル	ル	

岐阜県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定日又は変更の告示年月日)
県道	美濃坂本停車場線	中津川市茄子川字坂本一五三 四番一六六地先から 同市同字同一五三 四番一五一地先まで	一三五・〇	平成二〇・八・二六	平成二五・三・二四

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県防災ヘリコプター「若鷲」の部品 163個
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第372号)第10条第1項第1号該当
平成二十年七月一日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成二十年七月一日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都港区芝公園2丁目4番1号
三井物産エプロスベーク株式会社
代表取締役社長 田中 幸弘
- 6 契約金額 39,036,165円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県防災課

(2) 所 在 地 岐阜市御田町2丁目1番1号

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月二十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)生活協同組合コープぎふ 恵那店

恵那市長島町中野字神田二六一番地 一 外

二 意見の概要

恵那市長の意見

・ 駐車場の四隅について、交差点の視野を悪くするような看板の設置、植栽はしないこと。

・ 店舗と駐車場間を来店者が横断する際の交通対策を検討願いたい。 外

(届出事項 新設)

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公表の縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

二

岐阜都市計画火葬場

六百一号瑞穂市火葬場

縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び瑞穂市都市整備部都市開発課

平成二十年八月二十六日印刷
平成二十年八月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
四八、〇〇〇円
岐阜尾文芸社